



保健連絡協議会だより

地域の公民館等の

# 禁煙・分煙アンケートの結果から

武雄市では、「がばい」たつしや  
かプラン21」を推進しています。こ  
のプランは、市民の皆様の健康のレ  
ベルアップを図ることを目標として  
います。特に「健康づくりのための  
〜8ばあ〜」の月別の推進テーマに  
ついては、毎月の市報でもお知らせ  
しています。健康づくりの参考にし  
てみましょう。

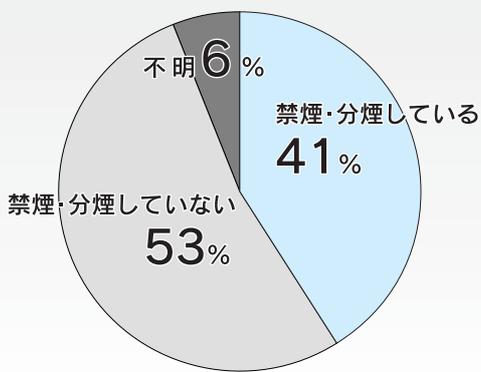
11・12月は、禁煙推進月間でした。  
19年度に引き続き、市内の自治公民  
館等の禁煙・分煙アンケートを実施  
しましたので、結果を報告いたしま  
す。  
153の公民館から回答をいただ  
き、約40%は禁煙分煙ができていま  
した。（昨年と比べ、10ポイント上  
昇！）

## 健康づくりのための ~8ばあ~

月別推進テーマ

- 1・2月 たま〜にや 休まんばあ！（こころの健康）
- 3・4月 遊ばんばあ！（生きがいづくり推進）
- 5・6月 嘸まんばあ！（歯をたいせつに）
- 7・8月 食まんばあ！（食事は楽しくバランス良く）
- 9・10月 歩かんばあ！（運動推進）
- 11・12月 控えんばあ！（禁煙推進・適正飲酒推進）
- 年間通して 笑わんばあ！・しゃべらんばあ！

### 自治公民館等の禁煙分煙状況 H20年度（150ヶ所）



禁煙分煙できていない施設のうち、  
26カ所は今後改善予定という回答で  
した。

### アンケートの ご意見ありがとうございました

ある班長から禁煙の  
提案があり、満場一致で  
禁煙が実現！

エアコン設置を機  
会に館内を禁煙に  
しました。

このアンケートを  
機会に禁煙の話し  
合いができました。

禁煙分煙対策  
済み公民館

杵藤保健福祉事務所  
から禁煙認定をもら  
いました。

お酒の席では、  
禁煙が難しい

禁煙や分煙の話  
をしたことが無い

意見集約が  
難しい

禁煙分煙対策が  
未だの公民館

禁煙の徹底は難しい

### 健康のための 法律

「健康増進法第25条」では、「受動喫煙防止」のために、  
次のように書かれています。  
（前文略）多数の者が利用する施設を管理する者は、これら  
を利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境に  
おいて、他人のたばこの煙を吸わされることを言う）を防止す  
るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

昨年末に、各公民館に、禁煙ポスター（カレンダー）を配布しました。  
ご覧いただき、地域での禁煙分煙にお役立てください。

問 武雄市 ぐらし部 健康課  
TEL (23) 9135



担当:野田